

楽しい英語あそび事業業務委託 審査基準書(平成31年度版)

1 評価方法

- (1) 評価は、「楽しい英語あそび事業業務委託事業者選考委員会設置要綱」に記載の選考委員5名で行う。
- (2) 選考委員は、下記2に記載の評価基準に基づき、事業者が提示した企画提案書及びプレゼンテーションを、特に優れている、優れている、普通、劣っている、かなり劣っているの5段階で評価する。
- (3) 評価点は、選考委員1人あたり200点とし、選考委員が評価した委員採点180点と、事務局において事前に算出・評価した事務局採点20点の合計とする。

2 評価基準

| 評価項目 | 評価の視点 | 重要度 | 配点 | 評価 | | | | | | |
|-------|------------------------|---|---|---|-------|-----|-------|----------|----|---|
| | | | | 特に優れている | 優れている | 普通 | 劣っている | かなり劣っている | | |
| 委員採点 | 1 全体計画 | 本事業の趣旨や目的、本市の特徴を理解し、幼児期に取組む内容としてふさわしいものになっているか。 | A | 20 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 | |
| | | 2 具体的かつ保育所で実施可能な提案内容となっているか。 | A | 15 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 | |
| | 3 活動内容 活動カリキュラム及び教材 | 5歳児が英語に興味を持ち、積極的にコミュニケーションを図ることができる内容となっているか。 | A | 20 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 | |
| | | 4 活動カリキュラムや教材のバリエーションが豊富で、1年間を通じて、5歳児が英語や異文化へ興味を深めることができる内容となっているか。 | B | 10 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | |
| | 5 柔軟性 | 活動内容や活動報告等について、本市の要望により臨機応変に対応するなど、調整可能となっているか。 | A | 15 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 | |
| | 講師 | 講師の資質 | 6 外国人講師を積極的に配置しているか。 | A | 20 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| | | | 7 講師は、幼児期の子どもへの英語の指導経験・指導力があるなど、子どもの発達特性を理解し、指導に活かせる能力があるか。 | A | 20 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| | | | 8 講師は、保育所の職員とも積極的にコミュニケーションを図ろうとするなど、良好な人間関係を構築できる資質があるか。 | B | 10 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| | | 講師の管理 | 9 講師の人材確保が十分であり、年間を通じて1保育所につき同一の講師を派遣することができるか。 | A | 15 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 |
| | | | 10 講師への研修や巡回指導の体制が構築されているか。 | A | 15 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 |
| 運営管理 | 11 担当者(現場責任者)の配置 | 担当者(現場責任者)としての役割を理解し、講師へのマネジメントや本市との調整を行える職員体制であるか。 | B | 10 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | |
| | 12 危機管理 | 安全に配慮した事業内容となっているか。事故・欠員・トラブル・緊急時に迅速に状況を確認し、保育所や市と連携をとれる体制がとられているか。 | B | 10 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | |
| 事務局採点 | 13 会社の体制 | 実績 | 本事業と関連のある事業での実績があるか。 | B | 10 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| | 健全経営・ 運転資金の状況 | 14 | 法人(グループ含む)の資産や運転資金が十分にあり、事業を継続的・安定的に運営できるか。 | C | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | | 15 費用 | 見積額の妥当性 | 見積額の項目が適当であり、かつ妥当な金額であるか。評価の算出式は、次のとおりとする。(3+2×[1-(見積額÷基準額)]) | C | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 |
| 合計 | | | | 200 | 200 | 160 | 120 | 80 | 40 | |

3 選考方法

- (1) 選考委員5名の評価点を合計した結果、最も高い点を獲得した提案者を優先交渉権者として選考し、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、評価点の合計が次に高い者から順に、随意契約の交渉を行う。
- (2) 最も高い評価点の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、重要度Aの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い合計点を獲得した提案者を優先交渉権者として選考する。この場合においても提案者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (3) 評価点の合計が満点の6割未満(600点未満)である場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。